

## 《生活習慣病を主病とする患者様へ》

生活習慣病（脂質異常症・高血圧症・糖尿病）を主病とする患者様に対し、当クリニックでは、『生活習慣病管理料（Ⅱ）』を算定させていただきます。

診察の結果、「症状が安定しており来院頻度の減少が可能」と医師が判断した場合には、『28日以上の長期処方』又は『リフィル（反復利用）処方箋の交付』を行うことも可能です。